

岸和田港振興協会会員規則

(目的)

第1条 この規則は、岸和田港振興協会の正会員の入会等に関する事項について、岸和田港振興協会会則（以下、「会則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

(入会時の審査事項等)

第2条 岸和田港振興協会（以下「本会」という。）の正会員になろうとする団体又は個人は入会申込書を提出しなければならない。

2 本会の入会可否は次の各号に掲げる要件をもとに事務局により審査、決定する。

- (1) 本会の趣旨に賛同し、本会の推進する港湾振興活動等に協力すること
- (2) 法人及びその役員又は個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及び岸和田市暴力団排除条例施行規則第2条に掲げる暴力団密接関係者でないこと
- (3) その他会長が不適當と認める者でないこと

(資格の喪失)

第3条 正会員は次の各号に掲げる事由等が生じたときにその資格を喪失する。

- (1) 退会の申出があったとき
- (2) 個人にあつては死亡したとき
- (3) 団体にあつては解散したとき
- (4) 会費の滞納があったとき
- (5) 第1条第2項に掲げる要件を満たさなくなったとき
- (6) その他会長が不適當と認めるとき

2 資格を喪失した者の既納の会費については、これを一切返還しないものとする。

(報告)

第4条 第2条及び第3条の規定に基づき、新たに本会に入会した者及び資格の喪失により退会した者については、当該事象のあった次年度の本会の総会において全会に報告する。

附 則

本規則は、令和5年4月27日から施行する。